

八十二長野クイック振込サービス規定

1. (受取口座等の届出)

クイック振込サービス（以下「本サービス」という）の取扱にあたっては、あらかじめ振込金の受取口座番号および振込人名、振込人コード等を当店へ届出てください。

2. (振込人の範囲)

本サービスを利用できる振込人は当行で認めた方とします。

3. (振込帳の交付)

当店は、振込人別に振込帳を作成して交付しますので、振込帳は振込人に交付してください。

4. (手数料)

(1) 本サービスの取扱にあたっては、当行所定の振込帳発行手数料（消費税等込、以下「発行手数料」という）および振込帳利用手数料（消費税等込、以下「利用手数料」という）をいただきます。

(2) 発行手数料は、新規発行、繰越発行、再発行等で新しい振込帳を交付する場合にいただきます。

(3) 利用手数料は、自動預金入金支払機（以下「預金機」という）あるいは窓口で振込帳による振込を取扱う場合にいただきます。なお当店で振込を取扱う場合には利用手数料はいただきません。

5. (手数料の引落)

発行手数料および利用手数料は、1 か月分取りまとめのうえ毎翌月の当行所定の日に指定口座から引落します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず普通預金通帳および払戻請求書の提出または、当座小切手の振出は不要とします。

6. (預金機による振込)

振込人が預金機を利用できる時間は、当行所定の時間とします。

なお、振込金受取口座を普通預金とした場合、預金機により平日 15 時以降振込まれた資金は、当日次の資金として使用できない場合があります。

○税金など口座振替の自動支払資金

○送金資金

7. (振込金の組戻)

本サービスを利用して、振込まれた資金の組戻はできません。

8. (振込帳の繰越等)

振込帳の記帳行が終了した場合あるいは、振込帳が汚損した場合等で、新しい振込帳へ繰越す場合は、当店以外の本支店でも新しい振込帳を発行し、交付します。

9. (振込人の住所等の変更)

(1) 振込人の住所・電話番号等に変更があった場合は、ただちに当店へ届出てください。

(2) 振込人あるいは、振込人コードの変更はできません。変更する場合はあらたに申込ください。

10. (振込帳の再発行)

振込人が振込帳を失ったときは、書面によって当店へ届出てください。

振込帳の再発行は当店で行いますので、振込帳は振込人に交付してください。

11. (解約)

(1) 本サービスを取止める場合には、当行所定の解約申込書に署名押印して振込帳とともに提出してください。

(2) 振込金受取口座が解約された場合、この契約は自動的に解約されたものとします。

また、この契約は、当行が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものとします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

12. (その他)

本サービスの利用に際し、振込人との間に紛議が生じてても当行の責によるものを除き当行は一切の責を負いません。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上